

## 新型コロナウイルス感染症抗体治療外来医療機関(旧:抗体カクテル外来診療病院)

概要(令和3年 10 月 5 日)

**(1)対象患者**

- ① 診療・検査の結果、陽性判定を受けた中和抗体薬の外来投与対象者(発症から7日以内で、重症化リスクがあり、酸素投与が必要ないもの)
- ② 保健所、または、オンライン診療(往診含む)等を行った医師により、抗体治療が必要と判断した自宅療養中の患者

**(2)抗体治療の進め方**

抗体治療医療機関名は、原則、一般には非公表とし、対象患者には、以下のとおり案内する。

- ① 自院での抗体治療を実施する場合  
検査にて陽性が判明した対象患者に対し、抗体治療にかかる治療手続きを進める。
- ② 他院で陽性判明した患者に抗体治療を実施する場合  
患者が持参する受診申出書(別紙2-2)を確認の上、抗体治療にかかる治療手続きを進める。  
(患者が持参しなかった場合は、原則、陽性を判定した医療機関に連絡する等し、対象患者か確認の上、治療手続きを進める)

**(3)受診予約方法((2)の②の場合)**

- ① 案内センターを通じた受診予約(新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関及びその他の医療機関においては希望する場合)  
診療・検査医療機関、保健所、オンライン診療(往診含む)において、陽性が判明した対象患者に案内センターの電話番号を連絡。対象患者は、案内センターから、抗体治療医療機関の連絡先を確認し、受診予約を行う。
- ② 大阪府ホームページ等を通じた受診予約(抗体治療医療機関が希望する場合)  
大阪府ホームページに掲載されている抗体治療医療機関を患者が確認し、受診予約を行う。

**(4)診療について****【診療日時・時間等】**

- ・平日の日中(土日・時間外の対応は可能な限り実施)

**【診療等】**

- ・診察:全身状態の評価(CT・レントゲン撮影等の画像診断による診察が望ましい)
- ・必要時、中和抗体薬の外来投与を実施

**【診療後の対応】**

- ・中和抗体薬の投与実施後、24時間以内の患者からの電話等に対応できる体制を確保すること。
- ・実施後、患者の病態の悪化に緊急対応が可能であること。

なお、投与実施後24時間以内の患者の急変時に備えた入院受入体制の確保が難しい医療機関については、バックアップ候補病院(別添参照)と個別調整のうえ、入院受入体制を構築すること。

※連携を行うバックアップ病院名等の情報は、中和抗体薬外来投与医療機関の登録申請時に記載が必要。

・保健所から連絡があった際には、中和抗体薬の投与を受けた旨を伝えるよう患者に促すこと。

なお、入院となる場合は、自院での受入を基本とするが、受入困難な場合は、保健所と相談すること。

#### 【実施場所】

・特に定めはない。コロナ受入病棟を活用することも可能(ただし、受入病床以外で行うこと)。

なお、施設整備等の大きな変更がある場合は、所管保健所へ事前相談の上、必要に応じて手続きが必要。

#### 【開設期間】

・当面の間。※抗体治療医療機関を終了、または、一時休止する場合は、府と事前に協議が必要。